



平成22年度厚生労働省所管予算に係る概算要求基準について

I. 年金・医療等に係る経費

前年度当初予算額に1兆900億円（他省庁分100億円を含む）を加算した額
（自然増全額がそのまま認められ、削減はなし）

※ 自然増経費について、可能な範囲で効率化に努め、その範囲内で社会保障を充実

※ 年金・医療等に係る経費等特定の経費に関連して、新たな安定財源が確保された場合の取扱いについては、予算編成過程で検討

II. 予算配分の重点化促進のための加算

「経済危機対応等特別措置」（3500億円の範囲内）として、「基本方針2009」に規定された「当面の「最優先課題」、「成長力の強化」、「安心社会の実現」等のうち、緊急性や政策効果が特に高い施策に対して重点配分

III. 予算編成過程における別途検討事項

- 新たな年金記録管理体制の確立に係る経費
- 高齢者医療の円滑運営対策に係る経費 等

IV. その他

(1) 公共事業関係費

- ・ 前年度予算額から▲3%減

(2) その他経費（I及び(1)以外の経費のうち、人件費及び義務的経費を除く経費）

○ 科学技術振興費

- ・ 前年度予算額と同額

○ その他（国立大学法人運営費、私立学校振興費、防衛関係費を除く）

- ・ 前年度予算額から▲3%減

(3) (1)及び(2)については、25%増の要望額を確保